

当社は、「従業員が誇りを持てる会社とする」、「お客様の信頼を得る」、「株主の皆様のご期待に応える」、「地域社会に歓迎される」、「国際社会の発展に貢献する」ことを「5つの心得」として経営の基本方針としております。当社は、この経営の基本方針に従い、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は会社経営の健全性の確保をはかり、コーポレートガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

1. 会社の機関の基本説明

当社では、2003年6月より、取締役会を10名体制にすることにより迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。

なお、10名の取締役のうち2名が社外取締役であり、企業経営全般について助言を受けるとともに、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化をはかっております。

また、監査役会につきましては、監査機能の更なる強化・充実をはかるため2006年6月より5名体制（うち社外監査役3名）としております。

監査役は監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席のほか、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

2. 内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。

また、「財務報告に係る内部統制システム」の円滑な定着・対応と、「会社方に基づく内部統制システム」への対応を有機的・効率的に結びつけるため、会社の執行部門から独立した内部統制推進室と内部監査室の2室からなる内部監査統括本部を2008年4月1日付で新たに組織いたしました。

3. 経営意思決定及び監督並びに各種機能の概要

(1) 経営の監督機能

当社の経営の監督機能については、取締役10名による取締役会を重要な戦略的意思決定を行う最高決議機関として、迅速で戦略性の高い経営判断を行う体制とし、2名の社外取締役により企業経営全般についての助言を受けるとともに、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化をはかっております。

(2) 経営の執行機能

当社の経営の執行機能については、執行役員制度の導入により、会社の経営方針に則って自らの部門の業務執行に励み、経営の活性化と迅速化をはかり、その充実を努める体制を構築しております。

(3) 経営の監視機能

当社の経営の監視機能については、監査役5名（うち3名が社外監査役）による監視体制を構築しております。

また、当社では取締役に役付、序列は設けないことで、取締役相互の監視体制の強化をはかっております。

5つの心得

従業員が誇りを持てる会社でなければならない。

お客様の信頼を得なければならない。

株主の皆様のご期待に応えなければならない。

地域社会に歓迎されなければならない。

国際社会の発展に貢献しなければならない。

4. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2006年5月1日に施行された「会社法」に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、取締役会決議を経て、「内部統制システムの整備の基本方針」を決定いたしました。当社の内部統制システムといたしましては、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制であります。

当社は自らの企業経営を規律とする内部統制システムを確立することにより、コーポレートガバナンスを充実させ、企業としての社会的責任をより強く果たすとともに、企業価値の一層の向上をはかることといたします。

このため当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

(内部統制システムの体制)

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
- (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- (6) 監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

ミネベアグループのコーポレートガバナンス体制

